

「船場地区ヘルスケア拠点施設の創設について」一般質問いたします。

箕面市では、箕面船場地区をヘルスケアの拠点地区として位置づけ、大阪大学及び大阪船場繊維卸商団地協同組合と連携して、高齢者の健康見守りなどを中心とした健康寿命の延伸を目的に「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」の建設が計画されています。

そもそもこの計画はこれまで二転三転してきました。さまざまに協議・検討が重ねられてきたことと思いますが、2016年11月28日に「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」関係者会議の第1回が開催され、会議資料や会議録等が市ホームページに掲載されていますが、2017年4月19日に第4回が開催された分以降は、更新されていません。

また昨年度の当初予算では、都市再生特別措置法第46条第1項に規定された「都市再生整備計画」に基づく事業として位置づけられていましたが、今年の第1回定例会における総務常任委員での質疑では、コロナ禍により、参画企業の意欲の低下等により、「スポーツ科学」という分野を取り除き、健康見守りサービスを中心としたセンターを検討することになったため、昨年度債務負担行為として計上していた約2億5千万円の事業は執行しないことになった、とのご答弁がありました。

さまざまに事情が変わり、事業内容が変化することはあるかと思いますが、その場合は丁寧な説明が不可欠です。長年に渡り取り組まれてきた構想ではありますが、いく度も質疑を重ねてきたにも関わらず、私たちや市民にとって、非常に分かりづらいものとなっています。

このたび、この事業に関する行政文書を開示請求により入手することで、不透明だった部分が少し見えてきました。この一般質問では、船場地区ヘルスケア拠点施設の創設にかかわる件について、3点について質問いたします。

(1) —①

1点目に、大阪大学及び大阪船場繊維卸商団地組合との覚書についてお聞きします。

2016年の「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」の三者による基本協定書締結の際には、同年12月7日に報道提供し、覚え書も市HPに掲載されています。しかし、2023年3月27日には、この2016年の協定書を破棄し、発展的に新たな覚書を締結したとのことであるので、やはり市民に対し、周知・説明すべきと考えますが、新しい三者の覚書の締結について、報道発表しなかったのはなぜでしょうか。

また市HPにも、この覚書が掲載されていないのは何故でしょうか。

2023年3月27日付けの覚書の内容についての確認させていただきます。

箕面市、大阪船場繊維卸商団地協同組合、国立大学法人大阪大学の三者の取組みについて書かれていますが、まず箕面市の取組みとして、「健康寿命の延伸拠点となるセンターの設置」とあります。この「センター」とは、医療保健センターを指すのでしょうか。それとも「箕面船場阪大ヘルスケアセンター（仮称）」のことでしょうか。また「設置」とは、箕面市が整備するという意味でしょうか。

2016年12月7日の覚書には、箕面市の取組みは「関係機関・関係団体等と連携し、国の交付金の確保等、センターの設立・運営の支援策とともに、センターを活用したスポーツと健康のまちづくりに資する各種施策を検討する。」というものでした。このたびの覚書によって、箕面市の取組みがどのように変わったのかも、ご答弁をお願いします。

さらに、箕面市の取組みには「センターが設置されるまでの間、効果的な取組推進のための大阪大学ライフデザイン・イノベーションへの人的支援」と記されていますが、具体的には、どのような人的支援をいうのか説明をお願いします。

また船場団地組合の取組としては、「センターの建設、必要なスペースの

確保及び地代・家賃の低廉化等、センターの設置及び運営の支援策、これら全てにかかる検討」とあります。これは、前回の覚書とほぼ同じ内容ですが、センター建設時の資材置き場などの便宜を図ることや、センター運営に関する支援策を検討する、という理解でよいのでしょうか。団地組合が担う取組について、もう少し具体的に分かりやすく説明をお願いいたします。

大阪大学の取組としては、「センターの効果的な実現に向けた企画支援」「センターにおける健康見守りサービスに資する機器の提供」「(仮称)健康見守りサービス先行事業の実施(機器の設置、及び運用)」とあります。

そもそも「(仮称)関西スポーツ科学・ヘルスケアセンター」は、国の補助金を活用しながら、どこが建設主体となって進められようとしていたのでしょうか。そして、現在、「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」の建設は、どこが担うのでしょうか。費用は3者がそれぞれ負担するのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁(1) - ①>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

平成28年12月に報道発表した内容は、大別すると、「大阪大学、大阪船場繊維卸商団地協同組合及び箕面市は、スポーツ・健康まちづくりの推進を目的とした連携・協力についての基本協定書を締結したこと」と、「基本協定書をふまえて、スポーツ・健康まちづくりの中核となる「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」、いわゆる「S&H」の設立及び運営に関する覚書を交換したこと」の2つです。

このたび、令和5年3月に締結した覚書は、平成28年に締結した基本協定書はそのままに、一方で、健康まちづくりの拠点となる施設については、平成28年当時に想定していた枠組みから変化したため、平成28年締結の覚書は破棄し、新たに、「箕面船場阪大ヘルスケア総合センター(仮称)に関する覚書」を国立大学法人大阪大学ライフデザインイノベーション研究拠点及び大阪船場繊維卸商団地協同組合と本市で締結しました。

覚書は新たなものとなりましたが、大阪大学、船場団地組合、箕面市で健康まちづくりに取り組む基本方針は変わっていないため、改めての報道提供や市ホームページに掲載する必要はないと判断しました。

今後、これまでと同様に、各者との協議、調整状況に併せて、適切なタイミングで市ホームページ等で情報提供を行ってまいります。

次に、覚書の内容ですが、「センター」とは、覚書の前文に「(以下「センター」という。)」と記載しているとおり、「箕面船場阪大ヘルスケア総合センター（仮称）」のことであります。

これも同じく、覚書に記載しているとおりですが、「設置」とは、「箕面市が設置する」という意味で、建設するのは船場団地組合の役割です。

箕面市の取り組みについては、これまでのS&Hの検討においては、交付金の確保など、主にセンター設置に向けた支援をする役割を担っていましたが、今回のヘルスケア総合センターにおいては、より市が主体的にセンター設置に向けて取り組んでいくこととしています。

人的支援については、大阪大学の研究内容である健康見守りサービスなどを市の施策に活かしていくため、阪大と市が協働で社会実装を行うために必要となる準備会議などへの出務を考えています。

また、船場団地組合の役割について、現段階でお示しできる具体的な内容は、議員から読み上げていただいた覚書に定める内容のとおりです。

なお、S&Hの建設は、破棄した覚書に定めていたとおり、船場団地組合の役割でした。また、今回の建設費用の負担については、三者で協議、調整中です。

以上でございます。

「覚書」は速やかに市HPに掲載いただけないでしょうか。この一般質問の議論も、市民にとっては覚書が見られないなら、とても分かりにくいと思います。

仮称「箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」、これをS&Hと呼んでお

られるそうですが、今回の覚書では、建設費用については、三者で協議・調整中である、ということで、箕面市が建設費を負担するかもしれないということを確認させていただきました。

(2) - ①

2点目に、箕面市立医療保健センターについて質問いたします。

まず、現在の医療保健センターの機能と役割について確認させていただきたいので、説明をお願いします。

また、その機能のうち、ヘルスケア拠点とするS&Hに移転させるのは、全て丸ごとでしょうか。あるいは医療保健センターの機能を分離させての移転となるのでしょうか。

医療保健センターにおける健康診断や人間ドック等の箕面市民の受診率、及び年齢層などは、どのようになっているのでしょうか。

また、その他の市医療保健センターが担っている事業の利用対象者や利用者数などについても教えてください。

<答弁(2) - ①>

「現在の医療保健センターの機能と役割」について、ご答弁いたします。

「箕面市立医療保健センター条例」第1条に規定されているとおり、市民の健康の保持増進に寄与するため、同条例第2条第2号から第7号に規定されている「総合健康診断、各種がん検診、一般健康診断及び基本健康診査、受託検査、保健・栄養指導、予防歯科に関する業務等」を実施するものです。

移転させる機能については、現在、事務局も含め、すべてを移転する方向で検討しているところです。

令和4年度における人間ドックの受診者数は3,788人そのうち市民の受診率は86.8%で、最も多い年齢層は70代です。特定健診等の受診者数は3,324人市民の受診率は96.5%で、こちらも70代が最も

多くなっています。

また、一般健康診断の件数は4,869人、その他学童心臓検診など受託検査の受診者数は269人、特定保健指導は266人で、1歳から15歳までの子どもの歯科検診など、予防歯科センター事業の実績は、計5,273人となっています。

以上でございます。

健診については、箕面市民の70歳代が多く利用されているということで確認しました。一般健康診断については箕面市の国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者が多いのではないかと考えられます。因みに国保と後期高齢者の加入者は約3万8000人です。

また人間ドックについては被用者保険に加入されている方も医療保険センターで受診されていると考えられますが、最も多い年齢層が70歳代ということで、やや意外に思いました。

箕面市立医療保険センター条例第2条6号には「健康増進法第四条に規定する健康増進事業のうち市長が必要と認める事業」と規定されており、この第4条には「健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならない。」とあります。健康長寿の延伸とともに、健康教育、健康相談も、医療保険センターの重要な役割であることを確認しておきたいと思えます。

【再質問②-1'】

医療保健センターは事務局を含め、すべてを移転する方向である、とのこと答弁でしたが、現在、2階で行っている乳幼児健康診査などは、移転先の「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」で行うのでしょうか。

また、医療保健センター移転後の3階部分はどうなるのでしょうか。
ご答弁をお願いいたします。

<答弁 (2)-1'>

「移転後の総合保健福祉センターの2階、3階」について、ご答弁いたします。

医療保健センター移転後の3階の利活用については、今後、検討していきます。

また、現在、2階で実施している乳幼児健康診査は、一部、箕面市医師会と連携して実施していることなどから、同じく箕面市医師会等と連携して実施している休日急病診療及び休日歯科診療のあり方とあわせて、今後、検討していきます。

以上でございます。

2階部分の乳幼児健診については、先日の市長のタウンミーティングでは現在のライフプラザに残す方向であるというふうな説明をされていましたが、休日歯科診療と合わせて今後の検討である、ということで確認させていただきます。

(2)-②

さて、医療保健センター移転のメリット及びデメリットについてお聞きします。

医療保健センターを利用する箕面市民にとっては、新駅開業によるアクセス面での利便性は、ほとんど無いと言えますし、マイカーを利用する市民にとって、現在のライフプラザの駐車場施設は大変便利であると思われます。ヘルスケア総合センターへの移転が、医療保健センターの健診デー

タを活用するというのが目的であるなら、施設を移転しなくても可能でしょうし、さらに現在の医療保健センターは施設として老朽化しておらず、まだまだ使える建物です。新たに整備するのは税金の無駄遣いではないか、という市民の声もあります。医療センター移転のデメリットについて、市はどのようにお考えでしょうか。

またそれでも市の公共施設である医療保健センターを移転するという場合には、利用する市民のアクセス面での利便性を守るために、公共バスの運行について検討されると考えてよいでしょうか。

<答弁2) -②>

「移転におけるメリット・デメリット等」について、ご答弁いたします。先の第1回定例会の総務常任委員会においてご答弁したとおり、現在、医療保健センターと市立病院が連携して行っている頭部MRIや胃内視鏡のオプション検査がありますが、市立病院の移転は既に決定しており、医療保健センターが現在地のままであると、連携がより難しくなります。一方、市立病院の移転に伴い、路線バス・オレンジゆずるバスの運行ルートも見直しされていくことから、現在の市立病院の場所へのアクセス性も変わってきます。

また、「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」で実施する健康見守りサービスでは、「健康・介護予防に無関心な層」が主なターゲットと考えており、無関心層の行動変容に繋がる動機付けとなるアプローチを行い、最終的には健康維持のための活動が習慣化するような取り組みに繋げていきたいと考えており、「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」に、健康の保持増進に寄与する医療保健センターが移転することにより、健康寿命の延伸・ヘルスケア推進拠点の効果を拡大するものと期待しています。移転により、駐車場の台数確保は必要ですが、新駅直近という利便性の向上も踏まえ、新しいヘルスケア総合センターの車需要を見極めながら、駐車場及び公共バスの運行について、検討を進めてまいります。

以上でございます。

頭部 MRI や胃内視鏡のオプション検査数は、僅かではないでしょうか。またヘルスケア総合センターは新市立病院に隣接して整備されるわけではなく、市立病院とは離れた場所に建設される予定です。医療保健センターを移転させなければ連携が難しくなる、というのは説得力に欠けると思います。

また健康見守りサービスでは、「健康・介護予防に無関心な層」が主なターゲット」とのご答弁でしたが、人間ドックや健診を受けるかたは、健康に少なからず関心がある方だと思います。さらに「健康寿命の延伸策」は比較的若い層へのアプローチが必要であることなども大阪大学等との意見交換の場で議論されておりますので、70 歳代の利用者が多い医療保健センターの移転が、メリットとなるのかも疑問です。

医療保健センターを移転させることが、箕面市民の健康寿命の延伸効果を拡大させることになるのかについては、もっと丁寧に精査し、検討されるべきであると考えます。

(3) -①

3点目に（仮称）船場阪大ヘルスケア総合センターについてお聞きします。

さて、2022年4月18日に、箕面市健康寿命延伸特命チーム設置要綱が定められ、柿谷副市長をリーダーに、地域創造部、健康福祉部、市立病院からスタッフが任命され、総勢14名の特命チームが誕生しました。同年4月27日には、健康寿命延伸特命チーム会議・第1回が開催されていますが、第2回の会議はいつ開催されたのでしょうか。あるいはいつ頃開催予定なのでしょうか。

また、この会議録が市ホームページに掲載されないのは、何故でしょうか。

<答弁 (3) -①>

「健康寿命延伸特命チーム会議」について、ご答弁いたします。

第2回の会議は、令和5年5月24日に開催しています。

本会議は庁内会議であり、市民に広く周知が必要な内容ではないことから、会議録については、市ホームページに掲載していません。今後、市民に周知が必要な情報があれば、適宜、市ホームページや広報紙等を活用しながら、情報提供を行います。

以上でございます。

庁内会議であっても、市ホームページに公開されているものはあります。

医療保険センターの移転という市民生活にかかわりのある内容が含まれており、また建設費の財源に市民の税金が使われるかもしれない件も絡んでいます。改めて会議の内容を含めて速やかに公開していただくよう要望いたします。

3) -②

第1回定例会の総務常任委員会では、ヘルスケア総合センターは、3階建てであることを前提に質疑が交わされていました。議案説明資料にも、そのように理解できる図が載っていましたが、このたび開示請求した資料によると、地域活性化室作成の「船場阪大ヘルスケア拠点施設の創設」という資料があり、そのなかには医療保険センター、健康チェック村、健康カフェやアカデミアショーケースなどの民間企業、高齢者居宅系施設など、7階建てのフロア構想（イメージ）が検討中であると示されています。当初予定されていた診療所はどうなったのでしょうか。このような具体的な案があるなら、議会にもちゃんと示していただきたかったのですが、これまで何度も訊ねましたが、教えていただけませんでした。構想の段階からオープンにすることで、市民参加で建設的な議論ができるのではないでし

ようか。例えば、1階のカフェに、タニタ食堂などを誘致して欲しい、というような意見が得られるかもしれません。その他にも、さまざまなアイデアが期待できるであろうと思われますし、医療保健センター移転の賛否についての意見を聞くことができるかもしれません。議会や市民に対して、意思形成段階における情報提供を行わない理由をお聞きします。

<答弁(3) - 2>

「議会や市民に対する情報提供」について、ご答弁いたします。

現時点において治療を目的とする診療所については整備する予定はありません。

ヘルスケア総合センターの取組内容については、関係機関との構想・検討段階にあり、詳細については、今年度策定する基本計画の中で具体化し、公表する予定です。

以上でございます。

基本計画策定後に公表される、とのご答弁でしたが、是非、公表後には市民意見を聴取していただき、その声を反映させていただくよう要望いたします。

3) - ③

同センターにおいて、健診等の市民データを集積し、それを大阪大学が分析するとのことですが、個人名を伏せたデータであっても、市民に対してデータ活用に関する承諾を得てから実施されると考えたらよいでしょうか。

また市は「健康チェック村事業に期待する成果」として、「箕面船場阪大前駅前というロケーションを活かした、幅広い年代層の取り込み、近隣の商業施設・遊興施設・飲食店等と連携したアプローチの展開により、これ

まで市が把握することの難しかった健康無関心層の状態把握」を挙げておられます。商業施設を利用する人たちのデータ集積というのは、どのような手法で可能になるのでしょうか。

また、健診データと、日常の活動状況などを紐づけてデータ分析される、ということはないのでしょうか。その場合も当然、当事者の了解が必要ではないか、と思われませんが、どのように検討されているのでしょうか。

<答弁（3）－3>

「健診等の市民データの集積の手法や活用」について、ご答弁いたします。

健康見守りサービスの拠点で得られた市民の健康データは、本人同意のもと、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取扱います。

データ集積の手法や内容等については、現在、検討中です。

以上でございます。

・個人情報にかかる取り扱いは適切に行う、とのことですのでよろしくお願いたします。

(3) - ④

さて、介護予防・認知症予防、あるいは重度化対策として「高齢者の見守り」が大切であると考えますが、このセンターで検討されている「高齢者の見守り」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。

大阪大学では、国の助成事業である「Society5.0 実現化研究拠点事業」に取り組んでおられますが、たとえばこの研究における「単独世帯高齢者の見守り」とはどのようなものなのでしょうか。市が共有されている内容について、可能な範囲でご説明ください。

また2023年から2028年にかけて、段階的に実証実験が予定され

ているようですが、その前提として、箕面市と 2023 年 12 月末までに「市の健康データ提供に係る整理と調整」「実証フィールドとして単独高齢者宅、老々世帯を提供いただくための船場団地組合や船場まちづくり協議会との調整」が必要になってくるようです。当該団体には、調整の前に説明は行われているのでしょうか。また当事者となる世帯の方々には、直接、丁寧な説明などは行われるのでしょうか。

また市民への還元として検討されている身体機能、生活習慣病、認知機能、メンタル面などの分野での健康チェックは、無料で提供されるのでしょうか。この市民への還元を検討されている事業は、ビジネスなののでしょうか、あるいは公共サービスなののでしょうか。

またこれらの市民への還元事業のうち、公共サービスと位置付けられるものは、介護保険事業として提供されるのでしょうか。

<答弁 (3) -④>

「高齢者の見守り」について、ご答弁いたします。

在宅高齢者の健康見守りサービスの事業化に向けた社会実装の取組としては、対話支援型ロボットアバターによる健康情報の発信と日常の健康相談、睡眠モニターを活用した生活リズムの改善などの実証実験を行う方向で検討しており、在宅高齢者見守りサービスの実証フィールドとして、今後、ご協力をお願いしたいと考えているのは、船場団地組合や箕面船場まちづくり協議会などで、事業の詳細が決まり次第、関係団体へ丁寧に説明してまいります。

市民への還元については、費用も含め決まっておりませんが、阪大の協力を得て実施する「高齢者の見守り」事業は市の事業でもあり、介護保険事業の一環として実施も検討しています。

以上でございます。

・関係団体に実証実験について説明されるときには、是非、議会にも内容を教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また「高齢者の見守り事業」については介護保険事業の一環としても検討されている、とのことですので、この件も、またしっかり議論していきたいと考えます。

(3) —⑤

今年度はヘルスケア総合センターの全体構想を示す基本計画が策定される予定です。策定に向けて、基本計画検討を業者委託されますが、地域活性化室や健康福祉部が作成した資料はどのように扱われるのでしょうか。

(仮称)船場阪大ヘルスケア総合センターは2025年に完成予定ですが、基本計画策定に向けて、市民意見の聴取や反映などは、どのようにお考えでしょうか。今後のスケジュールと合わせてご答弁をお願いいたします。

<答弁(3) —⑤>

「基本計画の策定」について、ご答弁いたします。

業者委託にあたっては、仕様書等において、必要な範囲で資料を提供する予定です。

なお、市民意見の聴取や反映は予定していませんが、事業内容については、市ホームページ等で情報提供してまいります。

今後のスケジュールについては、令和7年10月の完成をめざしています。

以上でございます。

3) —⑥

最後に、箕面市の健康寿命の延伸に関する考え方について確認させていただきます。

本年4月18日に行われた大阪大学、文科省との意見交換の場において、議事録によると参加者のご意見の中に「私たちのところでは健康寿命の延伸については、実は健康寿命だけを考えるのでは足りないと思っています。健康であっても社会のために何にも役に立たなければ話になりませんという考えで、『社会貢献寿命』を延伸させて欲しいと考えています」というのがありました。健康寿命を延ばすことや、年を重ねても社会の役にたちたいと考えることを否定するわけではありませんし、誰かの役に立つことや社会に貢献することで、自身が元気になれることも事実であると考えていますが、「社会の役に立たなければ話にならない」という言い方は、気がかかります。たとえ社会の役に立たなくても、自分や家族の幸福度を上げることはできます。「社会の役に立たない」ものは健康であっても価値がない、というふうな論理にも繋がる（解釈できる）考えは、例えば重度の障害者市民にとっては恐怖となります。このような考えは、危険性をはらんでいますし、これまでの箕面市の福祉理念として馴染まないものであるため、改めて、このようなご意見や要望について、市の考えをお聞きします。また、今後この事業を進めるにあたり、誤解を招かないよう、市の理念や考えを関係者の方々ともしっかり共有していただきたいと考えますがいかがでしょうか。以上、ご答弁をお願いいたします。

<答弁（3）—⑥>

「箕面市の健康寿命の延伸に関する考え方」について、ご答弁いたします。

「社会貢献寿命」に対する文部科学省の Society5.0 実現化研究拠点事業推進委員会の委員のご発言については、「何歳になっても社会とのつながりや役割を持ち続け、貢献寿命を延ばすことが心豊かに生きる上でとても大

事なこと」という趣旨と認識しています。

本市では、「障害の有無、年齢、性別等に関わりなく、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会である」という「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としており、この理念は、健康寿命延伸の取り組みについても同様の考えです。

以上でございます

【最後に】

「健康寿命の延伸」の意義や目的についての基本的な考え方は、ヘルスケアセンターを創設するにあたり、とても重要な部分でありますので、箕面市の理念を参画団体としっかり共有していただくよう再度お願いしておきます。

医療保健センターの役割についてですが、健康教育、保健情報の提供、健康相談などの対人保健サービスを総合的に行う拠点として、また地域住民の保健活動の場に資することを目的とした施設です。現在のライフプラザ内に、会議室や調理室が整備されている所以です。箕面市が現在のライフプラザを新設する際に、ワーキンググループでさまざまに議論を重ねながらライフプラザ計画が策定されましたが、ライフプラザやライフプラザに設置した医療保険センターの役割は、今日においても大変重要であると考えます。

移転ありきで進めるのではなく、箕面市が先駆的にとりいれたライフプラザ計画の意義や目的に即して、市民意見を聴きながら検討されるべきではないでしょうか。

また、午前中には市民参加・参画について増田議員も取り上げられていましたが、これからのまちづくりにかかわる諸課題について、意思形成段階において市民が参画できる、協働のまちづくりを大切にしてください

いと強く願っております。

今回の一般質問では、(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センターは、名称をみても民間施設のようになっていますが、実は、箕面市も整備費用を負担する可能性があるということで協議されている、ということが分かりました。建物の構想や、整備の財源をどこが負担するのかが曖昧なまま、建設ありき、公共施設の移転ありきで三者協議がすすめられ、協議の経過が公表されない、というのは、いかがなものかと思えます。

財政が厳しいといいながら、市民からの要望があったわけではないのに、まだまだ使える施設を移転させる、またライフプラザの事実上の解体につながる動きについては、やはり納得ができません。これからもしっかり議論していきたいという決意を申し上げまして、私の一般質問を終わります。